

新旧対照表

別紙5

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 多数国間条約</p> <p>2-23 税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書（平成13年 条約第10号）</p> <p>この改正議定書の実施に当たつては、次のことに留意する。</p> <p>① 一般附属書関係</p> <p>イ 現在、<u>公益財団法人日本税関協会</u>、<u>一般社団法人日本通関業連合会</u>又は 保税会等と必要に応じて会合を開催し、法令改正の説明や意見交換を行う 等の協議関係を構築しているところであるが、一般附属書第1章標準規定 1.3及び第8章標準規定8.5の規定を踏まえて、今後ともこれを維持する ものとする。</p> <p>ロヘル（省略）</p> <p>ヲ 一般附属書第9章標準規定9.3の規定を踏まえて、広報及び相談の実施 に当たつては、<u>税関ホームページ等の情報技術の利用を図る。</u></p> <p>（以下省略）</p>	<p>第2章 多数国間条約</p> <p>2-23 税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約の改正議定書（平成13年 条約第10号）</p> <p>この改正議定書の実施に当たつては、次のことに留意する。</p> <p>① 一般附属書関係</p> <p>イ 現在、<u>(財)日本税関協会</u>、<u>(社)日本通關業聯合會</u>又は保税会等と必要に 応じて会合を開催し、法令改正の説明や意見交換を行う等の協議関係を構 築しているところであるが、一般附属書第1章標準規定1.3及び第8章標 準規定8.5の規定を踏まえて、今後ともこれを維持するものとする。</p> <p>ロヘル（同左）</p> <p>ヲ 一般附属書第9章標準規定9.3の規定を踏まえて、広報及び相談の実施 に当たつては、<u>税關ホームページ、税關相談自動応答システム（通称カス タムスアンサー）等の情報技術の利用を図る。</u></p> <p>（同左）</p>